



埼玉県

さいたま市、川口市の飲食店の皆様へ

埼玉県感染防止対策協力金のご案内

(第9期：4月20日～5月11日要請分)

まん延防止等重点措置期間の延長に伴い、第9期の要請期間を8日前倒しし、5月11日までとなりました。これに伴い申請期間が変更となります。

まん延防止等重点措置期間の延長に伴い、要請期間を変更しました。
・4月20日～5月19日 → 4月20日～5月11日

【申請期間】

電子申請 令和3年5月18日(火)～令和3年7月12日(月)

郵送申請 令和3年5月12日(水)～令和3年7月12日(月)

埼玉県による営業時間短縮等の要請にご協力いただいた**飲食店(カラオケ店、バー等を含む)**を運営する事業者の皆様に対し、感染防止対策協力金を支給します。

支給額

1店舗当たり **88万円～220万円** (中小企業、全期間協力の場合)

前年又は前々年の1日当たりの売上高によって変動します。(詳しくは裏面)

主な支給要件

- 原則として、令和3年4月20日から令和3年5月11日までの全ての期間^{*1}において、要請に応じ、**夜20時から翌朝5時までの間の営業を行わず(休業含む)**、令和3年4月20日から令和3年4月27日までの間、**酒類の提供を朝11時から夜19時まで**としていること、**令和3年4月28日以降、終日、酒類の提供を自粛**していること。
※通常時は**夜20時以降まで営業**をしていたこと。
- 彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守し、店頭に掲示していること。
- 彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+ (プラス) の認証を受けていること。^{*2}
- 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードを店頭に掲示していること。^{*3}
- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可、その他必要な許認可を受けていること。
- 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。

*1 準備等のため協力開始が4月20日に間に合わない場合でも、協力開始日から5月11日までの全ての期間、協力いただければ日割りで支給します。

*2 休業している店舗は、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+ (プラス) の認証は不要です。

*3 埼玉県LINEコロナお知らせシステムのQRコード発行などに時間を要する場合は取得後速やかに掲示をお願いします。

支給額の考え方

協力金の**算定方法**が**売上高に応じたものに変更**になります

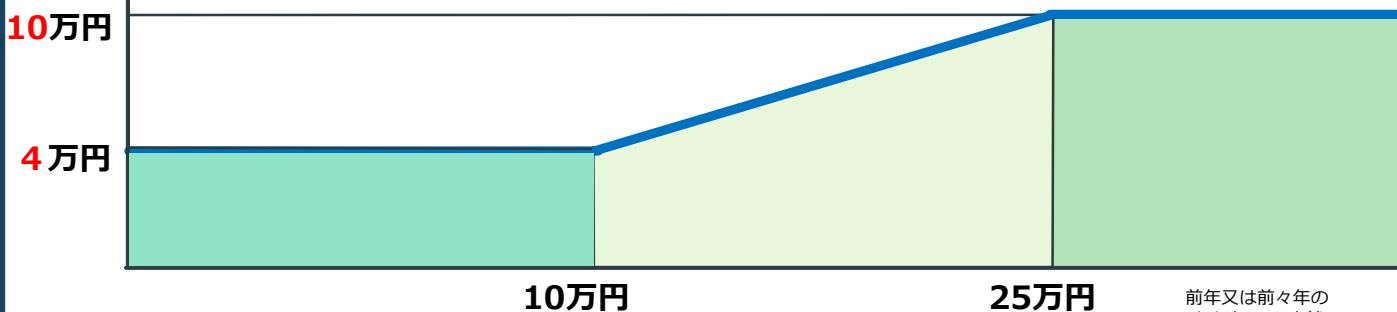
まん延防止等重点措置期間

売上高 (※)	協力金の日額
10万円以下	4万円
10万円以上 25万円以下	4万円から10万円 売上高※×0.4
25万円以上	10万円

※売上高は前年又は前々年の1日当たりの額

協力金の金額のイメージ（まん延防止等重点措置区域）

協力金/日・店舗



前年又は前々年の
売上高/日・店舗

- ・10万円～25万円の場合は、売上高×0.4
 - ・売上高減少額方式（大企業等）の場合は、売上高の減少額×0.4（最大20万円、下限なし）
- ※いずれも、千円未満切上げ、千円単位

申請方法

電子申請 * 郵送でも申請できます。

○支給要件等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin.html>

【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

電話：**0570-000-678**（平日9:00～21:00 土日祝日9:00～18:00）



彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）認証の現地確認

確認期間：5月18日（火）まで（地域別に予約枠の設定があります）

予約方法 ★ 現地確認希望日の前々日24時までに予約をお願いします。

電子申請：<https://shinsei-saitama-pref.force.com/TakeSurvey?ro=ApplicationPatrol>

※既に認証を受けられた店舗は、再度の認証は不要です。

※右に掲載のQRコードも御利用ください。

※電子申請ができない場合は、電話（0570-550-811）による予約も可能ですが、電子申請がよりスムーズです

